第3章 水道関係法令

平成16年10月12日 条例第293号

目次

- 第1章 総則(第1条一第3条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用 (第4条-第10条)
- 第3章 給水(第11条一第21条)
- 第4章 料金、負担金及び手数料 (第22条一第33条の2)
- 第5章 管理(第34条—第37条)
- 第6章 貯水槽水道(第38条・第39条)
- 第7章 補則(第40条)
- 第8章 罰則(第41条・第42条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、薩摩川内市水道事業の給水に係る料金及び給水装置工事の 費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定 めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため、市の 施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具を いう。

(給水装置の種類)

- 第3条 給水装置は、次の3種とする。
 - (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所で専用するもの
 - (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
 - (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去(以下「新設等」という。)をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受け

なければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限 りでない。

2 前項の場合において、管理者は、必要と認めるときは、利害関係人の同意書 等の提出を求めることができる。

(新設等の費用負担)

第5条 給水装置の新設等に要する費用は、当該給水装置の新設等をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

- 第6条 給水装置の新設等に係る工事(以下「給水装置工事」という。)は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。
- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、 工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定により管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該 給水装置工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 給水装置の新設等をしようとする者及び指定給水装置工事事業者は、当該給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合させなければならない。
- 5 給水装置の新設等をしようとする者及び指定給水装置工事事業者は、政令第 5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合する材料を使用しなけれ ばならない。
- 6 前各項に規定するほか、給水装置工事及び指定給水装置工事事業者について 必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第7条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置 の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるとき
- は、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間 の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質 を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

- 第8条 管理者が施行する給水装置工事の費用は、次の合計額とする。
 - (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 工事監督費
 - (6) 間接経費
- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を 加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。 (給水装置所有権の移転の時期)
- 第9条 管理者が給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権は、 工事費が完納されるまでは市に保留し、その管理は工事申込者の責任とする。 (給水装置の変更等の工事)
- 第10条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える給水装置工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

- 第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情が生じた場合又は法令若しくはこの条例に特別の定めがある場合を除くほか、制限又は停止することはない。
- 2 前項の規定により給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、 この限りでない。
- 3 前2項の規定に基づき給水の制限又は停止をした場合において、水道の使用者に損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わない。

(給水契約の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらか じめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めた ときは、所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する 代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理 させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。
 - (1) 給水装置を共有する者
 - (2) 給水装置を共用する者
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者
- 2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。 (メーターの設置)
- 第15条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要 がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が指定する。

(メーターの貸与)

- 第16条 メーターは、市が、水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理 人(以下「水道使用者等」という。)に貸与し、保管させる。
- 2 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければな らない。
- 3 水道使用者等が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

- 第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ 管理者に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用をやめるとき。
 - (2) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に 届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又は管理人の住所に変更があったとき。
- (5) 共用給水装置の使用世帯数又は箇所数に異動があったとき。

(私設消火栓の使用)

- 第18条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。
- 2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会 いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

- 第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、供給を受ける水又は給水装置に異状があると きは、直ちに管理者に届けなければならない。
- 2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用 者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを負担させな いことができる。
- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。 (同居人等の行為に対する責任)
- 第20条 水道使用者等は、その家族、同居人、使用人その他従業者等の行為に ついても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

- 第21条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を当該水道使用者等に通知する。
- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、当該水道使用者等は、そ の実費を負担しなければならない。

第4章 料金、負担金及び手数料

(料金の支払義務)

- 第22条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は給水装置の 管理人が負担しなければならない。
- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯して責任を負うものとする。

(料金)

第23条 料金は、1箇月について、次の表に掲げる区分により算定した額に、 消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合にお

いて、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

種別	用途別	基	本料金	従量料金		
		口径	料金	水量	料金	
専用	一般用	1 3 mm	677円	1 0 m³までの分	7 3 円	
給水		2 0 mm	1,353円	1 m³について		
装				10m³を超え20m	1 2 4 円	
置・共		2 5 mm	2,031円	³までの分		
用給		3 0 mm	2, 933円	1 m³について		
水装				20m³を超え30m	169円	
置		4 0 mm	5,187円	³までの分		
		5 0 mm	8,908円	1 m³について		
				30m³を超える分	2 0 4 円	
		7 5 mm	20,072円	1 m^3 について		
		1 0 0 mm	35,408円			
	臨時用	一般用と同じ	· o	1 m³について	429円	
	船舶用			1 m³について	226円	
私設消火栓		演習用1個1	回 (5分) につい	へて(5分未満切捨て))	
				1	, 3 4 3 円	

備考 この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 一般用 臨時用の用途以外の用に使用するもの
- (2) 臨時用 建設現場等において、一時的に使用するもの又は市長が特に認定したもの
- (3) 私設消火栓 メーターを設置していないもの

(料金の算定)

- 第24条 管理者は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた隔月の日をいう。以下同じ。)に使用水量を計量し、その使用水量をもって、その計量した日の属する月分及び当該月分の前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 2 管理者は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、定例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第25条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその

用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。
- (3) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認めたとき。

(共同住宅の計量等の特例)

- 第26条 管理者は、水道のための受水槽を設けているアパート、マンション等 (以下「共同住宅」という。)が個別に水道水を使用する設備(以下「給水設備」という。)を有し、次に該当する場合において、当該共同住宅の所有者又はその代理人から申請があり、これを適当と認めたときは、その共用給水装置によって水道を使用する者について、個別に計量を行い、第23条に定める料金を適用する。
 - (1) 給水設備が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準並びに管理者の定める基準に準じているものであること。
 - (2) 個別のメーターが別に管理者が定める基準に基づいて設置されていること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める基準を満たしていること。
- 2 前項の規定により料金を算定する場合の個別のメーターは、専ら家事の用に 使用するものについては口径を13ミリメートルとみなし、それ以外のものに ついては設置されているメーターの口径とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける者に係る料金の納入については、第22条第2項の規定は適用しない。
- 第27条 管理者は、共同住宅に入居している世帯がそれぞれ単独に給水設備を 有し、当該給水設備が別に管理者が定める基準を満たしている場合において、 当該共同住宅の所有者又はその代理人から申請がありこれを適当と認めたとき は、その使用水量は、申請のあった世帯数について、各世帯が均等に水道を使 用したものとして使用水量を認定し、第23条に定める料金を適用し算定する。 ただし、前条の規定の適用を受ける場合は除く。
- 2 前項の規定により料金を算定する場合の各世帯は、口径13ミリメートルの メーターを使用しているものとみなす。
- 3 第1項の規定により使用水量の認定をするときは、1世帯当たりの平均使用 水量に0.5立方メートル未満の端数が生ずるときはこれを切り捨て、0.5

立方メートル以上1立方メートル未満の端数が生ずるときはこれを1立方メートルに切り上げる。

(特別な場合における料金の算定)

- 第28条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときのそ の月の料金は、1箇月分として算定する。
- 2 月の中途において水道の使用をやめたときの使用水量に1立方メートル未満 の端数があるときは、1立方メートルとして計算する。
- 3 月の中途において給水装置のメーターの口径を変更したときの料金は、使用 日数の多いメーターの口径の料金により、使用日数が等しいときは、変更後の メーターの口径の料金により算定する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

- 第29条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、水道の使用の 申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管 理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。
- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに精算する。 (料金の収納方法)
- 第30条 料金は、自主納付、口座振替納付又は集金の方法により、隔月収納する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。
- 2 月の中途において水道の使用をやめたときの料金は、届出の際これを収納する。ただし、管理者が必要があると認めるときは、この限りでない。

(負担金)

第31条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)の工事をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、次の表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)(以下「負担金」という。)を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金の額は、新メーターの口径に係る負担金の額と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。

メーターの口径	金額
1 3 mm	57,150円
2 0 mm	142,870円
2 5 mm	238,110円
4 0 mm	790,490円

5 0 mm	1,619,050円
7 5 mm	3,619,060円
1 0 0 mm	6,857,150円

- 2 前項の負担金は、新設又は改造の工事の申込みの際納入しなければならない。 ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、新設又は改造の工事の申 込み後に納入することができる。
- 3 既納の負担金は、還付しない。ただし、新設又は改造の工事着手前に申込み を取り消した場合には、還付することができる。
- 4 給水装置の新設又は改造の工事の申込み後に、当該給水装置工事の設計変更によりメーターの口径に変更が生じた場合は、当該設計変更に係る負担金の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。ただし、差額を還付する場合は、当該給水装置の着手前に、当該設計変更の届出があった場合に限る。

(手数料)

- 第32条 手数料は、次に掲げる区分により、申込者が申込みのときに納入しなければならない。ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、申込後に納入することができる。
 - (1) 第6条第1項の指定をするとき。 1件につき 12,000円
 - (2) 第6条第2項の設計審査(使用材料の確認を含む。)をするとき。

審査の種別	手数料の額
新設、改造又は修繕に係	メーター口径20mm以下のとき。
るもの(給水管の布設工	1件につき 2,900円
事に限るときは、引込み	メーター口径 2 5 mm以上 4 0 mm以下のとき。
管口径をメーター口径	1件につき 3,700円
とみなす。)	メーター口径 5 0 mm以上のとき。
新設、改造又は修繕に係	1件につき 4,400円
るもので、給水設備工事	
を含むもの	
撤去に係るもの	1 件につき 7 0 0 円

(3) 第6条第2項の給水装置工事の検査をするとき。

審査の種別	手数料の額			
新設、改造又は修繕に係メーター口径20mm以下のとき。				
るもの(給水管の布設工	1件につき 4,400円			
事に限るときは、引込み	メーター口径25mm以上40mm以下のとき。			

管口径をメーター口径	1件につき 5,100円
とみなす。)	メーター口径50mm以上のとき。
	1件につき 5,900円
新設、改造又は修繕に係	親メーターは新設、改造又は修繕に係るものと同額及び
るもので、給水設備工事	個別メーター1個につき1、100円で算定した額の合
を含むもの	計額
撤去に係るもの	1 件につき 700円

- 2 料金、手数料につき督促状を発行したときは、1件につき100円とする。 (料金、負担金、手数料等の軽減又は免除)
- 第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例 によって納入しなければならない料金、負担金、手数料その他の費用を軽減し、 又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第33条の2 管理者は、料金に係る債権のうち消滅時効が完成したものについて、消滅時効の援用がなく、かつ、当該消滅時効の起算日から5年を経過したときは、これを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

- 第34条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を講ずることを指示することができる。
- 2 管理者は、必要があると認めたときは、給水設備について調査し、水道使用 者等に対し、適当な措置を講ずることを指示することができる。
- 3 前 2 項の規定による指示を受け、必要な措置を講じた場合において要した費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

- 第35条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第 5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その 者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させる までの間、その者に対する給水を停止することができる。
- 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の 2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該

給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

- 第36条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。
 - (1) 水道使用者等が、この条例により納入すべき工事費、修繕費、料金、 負担金、手数料等を指定期日内に納入しないとき。
 - (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて第24条の使用水量の計量又は 第34条の検査を拒み、又は妨げたとき。
 - (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用している場合において、警告を発してもなおこれを改めないとき。

(給水装置の切離し)

- 第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要 があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。
 - (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。
 - (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

- 第38条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道 をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の 設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。
- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

- 第39条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。
- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

- 第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。
 - (1) 第4条第1項の承認を受けないで給水装置工事をした者
 - (2) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第24条の 使用水量の計量、第34条の規定による検査又は第36条の規定による給水 の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第19条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- 第42条 詐欺その他不正の行為により、第23条の料金、第31条の負担金又は第32条の手数料の負担若しくは納入を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の川内市水道事業給水条例(昭和44年川内市条例第19号)、樋脇町水道事業給水条例(平成10年樋脇町条例第12号)、入来町水道使用条例(昭和37年入来町条例第15号)又は東郷町水道事業給水条例(平成10年東郷町条例第2号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の 条例の例による。

(平成23年度における料金の特例)

4 平成23年度の各月の料金に限り、第23条の規定により算出した料金の額 (以下「新料金額」という。)が、薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正 する条例(平成22年薩摩川内市条例第39号)による改正前の条例別表の規 定により算出した料金の額(以下「旧料金額」という。)を超える場合は、同 条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の3を乗じて得た 額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場合において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(平成24年度における料金の特例)

5 平成24年度の各月分の料金に限り、新料金額が旧料金額を超える場合は、 第23条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の2を乗じ て得た額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場 合において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て た額とする。

(平成25年度における料金の特例)

6 平成25年度の各月分の料金に限り、新料金額が旧料金額を超える場合は、 第23条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の1を乗じ て得た額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場 合において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨て た額とする。

附 則(平成19年12月26日条例第62号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年9月28日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用された水道に係る 水道料金及び施行日前に新設又は改造工事の申込みがなされた給水負担金につ いては、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月24日条例第75号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第23条の規定にかかわらず、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)前から継続している水道の使用で、施行日から平 成26年4月30日までの間に水道料金(以下「料金」という。)の支払を受 ける権利の確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権 利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したも ののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(施行日直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 施行目前に新設又は改造工事の申込みがなされた給水負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年11月25日条例第61号)

改正 平成27年12月21日条例第106号

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に使用された水道に係る水道料金については、なお従 前の例による。
- 3 平成28年度分の水道料金に限り、改正後の第23条の規定の適用については、同条の表中「677円」とあるのは「629円」と、「1,353円」とあるのは「1,257円」と、「2,031円」とあるのは「1,886円」と、「2,933円」とあるのは「2,724円」と、「5,187円」とあるのは「4,819円」と、「8,908円」とあるのは「8,276円」と、「20,072円」とあるのは「18,648円」と、「35,408円」とあるのは「32,895円」と、「73円」とあるのは「68円」と、「124円」とあるのは「115円」と、「169円」とあるのは「157円」と、「204円」とあるのは「189円」と、「429円」とあるのは「398円」と、「226円」とあるのは「210円」と、「1,343円」とあるのは「1,247円」とする。

附 則 (平成 2 7年 1 2月 2 1日条例第 1 0 6 号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成 1 6 年 1 0 月 1 2 日 条例 第 2 9 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市の簡易水道事業の設置、管理及び給水に関する事項を 定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、生活用水その他の浄水を市民に供給するため、別表に掲げる事業を設置する。

(経営の基本)

第3条 前条に掲げる事業(以下「簡易水道事業」という。)の基本計画は、別 表のとおりとする。

(届出)

- 第4条 水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用を開始し、休止し、又は廃止するとき。
 - (2) 給水装置及び使用用途を変更するとき。
 - (3) 消防演習に消火栓を使用するとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。
 - (1) 水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
 - (3) 消防用として水道を使用したとき。
 - (4) 管理人に変更があったとき又は管理人の住所に変更があったとき。
 - (5) 共用給水装置の使用世帯又は箇所数に異動があったとき。

(料金の支払義務)

- 第5条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の使用者又は給水装置の管理人が負担しなければならない。
- 2 共用給水装置の水道の使用者は、料金の納入について連帯して責任を負うも のとする。

(料金)

第6条 料金は、1箇月について、次の表に掲げる区分により算定した額に、消

費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

種別	用途別	基本料金		従量料金		
		口径	料金	水量	料金	
専用	一般用	1 3 mm	677円	1 0 m³までの分	7 3 円	
給水		2 0 mm	1,353円	1 m³について		
装				10m³を超え20m	1 2 4 円	
置・共		2 5 mm	2,031円	³ までの分		
用給		3 0 mm	2, 933円	1 m 3 について		
水装				20m³を超え30m	169円	
置		4 0 mm	5, 187円	³までの分		
		5 0 mm	8,908円	1 m³ について		
				3 0 m³を超える分	204円	
		7 5 mm	20,072円	1 m³ について		
		1 0 0 mm	35,408円			
	臨時用	一般用と同じ	0	1 m 3 について	429円	
私設消火栓 演習用1個		演習用1個1	 回 (5分) につい	いて (5分未満切捨て))	
				1	, 3 4 3 円	

備考 この表における用語については、次に定めるところによる。

- (1) 一般用 臨時用の用途以外の用に使用するもの
- (2) 臨時用 建設現場等において、一時的に使用するもの又は市長が特に認定したもの
- (3) 私設消火栓 メーターを設置していないもの

(料金の算定)

- 第7条 市長は、隔月の定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた隔月の日をいう。以下同じ。)に使用水量を計量し、その使用水量をもって、その計量した日の属する月分及び当該月分の前月分の料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等に使用したものとみなす。
- 2 市長は、必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、定例日以外の日に使用水量を計量し、その使用水量をもって料金を算定することができる。 (料金の収納方法)
- 第8条 料金は、自主納付、口座振替納付又は集金の方法により、隔月収納する。 ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- 2 月の中途において水道の使用をやめたときの料金は、届出の際これを収納する。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。
 - (手数料)
- 第9条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号)第 16条の2第3項ただし書の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更及び 市長が必要がないと認める場合を除く。)又は撤去に係る工事(以下「給水装 置工事」という。)をしようとする者は、当該給水装置工事の申込みのときに 次に掲げる区分により手数料を納入しなければならない。ただし、市長が特別 な理由があると認めたときは、申込み後に納入することができる。
 - (1) 給水装置工事の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき。

審査の種別	手数料の額				
新設、改造又は修繕に係るもの	メーター口径20ミリメートル以下のとき 1				
(給水管の布設工事に限るとき	件につき 2,900円				
は、引き込み管口径をメーター	メーター口径25ミリメートル以上40ミリメ				
口径とみなす。)	ートル以下のとき 1件につき 3,700円				
新設、改造又は修繕に係るもの	メーター口径50ミリメートル以上のとき 1				
で、給水設備工事を含むもの	件につき 4,400円				
撤去に係るもの	1 件につき 700円				

(2) 給水装置工事の検査をするとき。

審査の種別	手数料の額
新設、改造又は修繕に係るもの	メーター口径20ミリメートル以下のとき 1
(給水管の布設工事に限るとき	件につき 4, 400円
は、引き込み管口径をメーター	メーター口径25ミリメートル以上40ミリメ
口径とみなす。)	ートル以下のとき 1件につき 5,100円
	メーター口径50ミリメートル以上のとき 1
	件につき 5,900円
新設、改造又は修繕に係るもの	親メーターは、新設、改造又は修繕に係るものと
で、給水設備工事を含むもの	同額と個別メーター1個につき1,100円で算
	定した額の合計額
撤去に係るもの	1 件につき 700円

- (3) 証明をするとき。 1件につき 200円
- (4) 督促状を出したとき。 1件につき 100円 (負担金)

第10条 給水装置の新設又は改造(メーターの口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)の工事をしようとする者は、当該工事に係る給水管に設置されるメーターの口径により、次の表に定める額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)(以下「負担金」という。)を納入しなければならない。ただし、改造工事の場合の負担金の額は、新メーターの口径に係る負担金の額と旧メーターの口径に係る負担金の額の差額とする。

メーターの口径	金額
1 3 mm	57,150円
2 0 mm	142,870円
2 5 mm	238,110円
4 0 mm	790,490円
5 0 mm	1,619,050円
7 5 mm	3,619,060円
1 0 0 mm	6,857,150円

- 2 前項の負担金は、新設又は改造工事の申込みの際納入しなければならない。 ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、新設又は改造工事の申込み 後に納入することができる。
- 3 既納の負担金は、還付しない。ただし、新設又は改造の工事着手前に申込み を取り消した場合には、還付することができる。
- 4 給水装置の新設又は改造の工事の申込み後に、当該給水装置工事の設計変更によりメーターの口径に変更が生じた場合は、当該設計変更に係る負担金の額との差額を還付し、又は追徴するものとする。ただし、差額を還付する場合は、当該給水装置の着手前に、当該設計変更の届出があった場合に限る。

(料金、手数料及び負担金の軽減又は免除)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例に よって納入しなければならない料金、手数料、負担金及びその他の費用を軽減 し、又は免除することができる。

(準用規定)

- 第12条 簡易水道事業の管理及び給水に関する事項については、この条例で特に定めるもののほか薩摩川内市水道事業給水条例(平成16年薩摩川内市条例第293号。以下「給水条例」という。)の規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用する場合においては、「管理者」とあるのは「市長」

と読み替えるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

- 第14条 詐欺その他不正の行為により、第6条の料金、第9条の手数料又は第 10条の負担金の負担又は納入を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍 に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円 とする。)以下の過料に処する。
- 第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料 に処することができる。
 - (1) 第12条の規定により準用する給水条例第4条第1項の承認を受けないで給水装置工事をした者
 - (2) 正当な理由がなくて、第12条の規定により準用する給水条例第15条第2項、第24条、第34条及び第36条の規定によるメーターの設置、 使用水量の計量、検査及び給水の停止を拒み、又は妨げた者
 - (3) 第12条の規定により準用する給水条例第19条第1項の給水装置の 管理義務を著しく怠った者

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月12日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の川内市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例(昭和46年川内市条例第21号)、樋脇町簡易水道事業及び飲料水供給事業の設置及び管理に関する条例(昭和61年樋脇町条例第28号)、入来町簡易水道事業給水条例(昭和54年入来町条例第10号)、東郷町鳥丸地区簡易水道事業の設置及び管理に関する条例(平成9年東郷町条例第18号)、簡易水道施設の設置及び管理に関する条例(昭和40年祁答院町条例第14号)、祁答院町簡易水道給水条例(平成10年2月)、平成10年祁答院町条例第7号)、里村簡易水道事業給水条例(平成10年2月)、下甑村簡易水道事業給水条例(平成10年上甑村条例第2号)、下甑村簡易水道事業給水条例(平成10年上甑村条例第2号)、下甑村簡易水道事業給水条例(昭和60年下甑村条例第2号)、下甑村簡易水道事業給水条例(昭和60年下甑村条例第2号)、フは鹿島村簡易水道事業給水条例(平成10年鹿島村条例第8号)(以

下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の 条例の例による。

(平成23年度における料金の特例)

4 平成23年度の各月の料金に限り、第6条の規定により算出した料金の額(以下「新料金額」という。)が、薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例(平成22年薩摩川内市条例第38号)による改正前の条例別表第2の規定により算出した料金の額(以下「旧料金額」という。)を超える場合は、同条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の3を乗じて得た額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場合において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(平成24年度における料金の特例)

5 平成24年度の各月分の料金に限り、新料金額が旧料金額を超える場合は、 第6条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の2を乗じて 得た額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場合 において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた 額とする。

(平成25年度における料金の特例)

6 平成25年度の各月分の料金に限り、新料金額が旧料金額を超える場合は、 第6条の規定にかかわらず、新料金額と旧料金額との差額に4分の1を乗じて 得た額を新料金額から減じて得られる額を各月分の料金の額とする。この場合 において、算出した金額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた 額とする。

附 則 (平成19年3月28日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に使用した江石簡易水道事業及び桑之浦簡易水道事業に係る水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年3月25日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年9月28日条例第38号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に使用された水道に係る 水道料金及び施行日前に新設又は改造工事の申込みがなされた給水負担金につ いては、なお従前の例による。

(薩摩川内市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 薩摩川内市農業集落排水処理施設条例(平成16年薩摩川内市条例第202 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例の一部改正)

4 薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例(平成16年薩摩川内市条例第232 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市公共下水道条例の一部改正)

5 薩摩川内市公共下水道条例 (平成16年薩摩川内市条例第275号) の一部 を次のように改正する。

[次のよう] 略

(薩摩川内市地域下水処理施設条例の一部改正)

6 薩摩川内市地域下水処理施設条例(平成16年薩摩川内市条例第280号) の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (平成22年12月27日条例第50号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第34号で平成23年4月1日から施行)

附 則 (平成24年9月13日条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年規則第28号で平成25年4月1日から施行)

附 則 (平成25年12月24日条例第74号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条の規定にかかわらず、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続している第2条に規定する事業(以下「簡易水道事業等」という。)に係る水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に簡易水道事業等に係る水道料金(以下「料金」という。)の支払を受ける権利の確定するものに係る料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後である水道の使用にあっては、当該確定したもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(施行日直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。
- 4 施行日前に新設又は改造工事の申込みがなされた給水負担金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月24日条例第76号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年規則第18号で平成26年4月1日から施行)

附 則 (平成27年11月25日条例第60号)

改正 平成27年12月21日条例第106号

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に使用された水道に係る水道料金については、なお従 前の例による。 3 平成28年度分の水道料金に限り、改正後の第6条の規定の適用については、同条の表中「677円」とあるのは「629円」と、「1,353円」とあるのは「1,257円」と、「2,031円」とあるのは「1,886円」と、「2,933円」とあるのは「2,724円」と、「5,187円」とあるのは「4,819円」と、「8,908円」とあるのは「8,276円」と、「20,072円」とあるのは「18,648円」と、「35,408円」とあるのは「32,895円」と、「73円」とあるのは「68円」と、「124円」とあるのは「115円」と、「169円」とあるのは「157円」と、「204円」とあるのは「189円」と、「429円」とあるのは「398円」と、「1,343円」とあるのは「1,247円」とする。

附 則 (平成 2 7年 1 2月 2 1日条例第 1 0 6号) 抄 (施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

地域名	簡易水道事業名	給水区域	給水人口	(人)	1 日最	大給水
					量(立	方メー
					トル)	
里及び上	上甑島簡易水道事	里町里、上甑町江石、	2,	5 3 0	1,	1 2 0
甑地域	業	上甑町小島、上甑町桑				
		之浦、上甑町瀬上、上				
		甑町平良、上甑町中甑				
		及び上甑町中野の各一				
		部				
下甑及び	下甑島簡易水道事	下甑町青瀬、下甑町片	2,	4 1 0	1,	0 7 1
鹿島地域	業	野浦、下甑町瀬々野浦、				
		下甑町手打、下甑町長				
		浜及び鹿島町藺牟田の				
		各一部				

○薩摩川内市水道事業給水条例施行規程

平成16年10月12日 水道事業管理規程第14号 改正 平成22年9月28日水管規程第5号 平成28年3月30日水管規程第1号

目次

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 給水装置の工事及び費用 (第4条-第15条)

第3章 給水(第16条—第26条)

第4章 料金、負担金及び手数料 (第27条一第30条)

第5章 共同住宅の計量等の特例 (第31条-第35条)

第6章 管理(第36条)

第7章 貯水槽水道(第37条)

第8章 補則(第38条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、薩摩川内市水道事業給水条例(平成16年薩摩川内市条例 第293号。以下「条例」という。)第40条の規定に基づき、条例の施行に 関し必要な事項を定めるものとする。

(給水装置の種類等の認定)

第2条 給水装置の種類及び用途並びに水道メーター(以下「メーター」という。) の口径は、管理者が認定する。

(共用給水装置の設置)

第3条 共用給水装置は、1世帯若しくは1箇所ごとに専用給水装置を設置する ことができない者で、管理者が必要と認めるものでなければこれを設置し、又 は使用することができない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み等)

第4条 条例第4条第1項に規定する給水装置の新設等の申込みをし、又は条例 第6条第2項に規定する給水装置工事設計審査を受けようとする者は、あらか じめ、給水装置工事申込書及び給水装置工事設計審査申請書を管理者に提出し、 その承認を受けなければならない。これら工事の申込みをし、又は給水装置工 事審査を受けた事項を変更するときも、また同様とする。

(利害関係人の同意書の提出)

- 第5条 条例第4条第2項又は第6条第3項の規定により管理者が申込者から利 害関係人の同意書等の提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場 合とする。
 - (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき。
 - (2) 給水装置が他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置するとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(給水装置の構成及び附属用具)

- 第6条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、メーター及び給水用機器をもって構成するものとする。
- 2 給水装置には、メーターボックスその他の附属用具を備えなければならない。 (工事の設計)
- 第7条 条例第6条第2項に規定する給水装置工事の設計は、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に従って行うものとし、その設計範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 受水槽を設けるものにあっては受水槽の給水口まで
 - (2) 水洗便所にあっては逆流防止装置への離れ口まで
 - (3) 前2号に掲げるもの以外のものにあっては給水栓まで
- 2 第4条に規定する給水装置工事申込書を提出する者は、前項第1号の場合に おいては、受水槽以下の設計図を併せて提出しなければならない。

(給水装置使用材料)

- 第8条 管理者は、条例第6条第2項の設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該審査又は検査に係る給水装置工事で使用される材料が政令第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。
- 2 管理者は、前項の規定により求めた証明がされないときは、当該材料の使用 を制限し、又は禁止することがある。

(給水管及び給水用具の指定)

- 第9条 条例第7条の規定による構造及び材質の指定は、次の基準により行う。
 - (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメ

- ートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の 使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染 され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水 する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられ ていること。
- 2 条例第7条の給水管及び給水用具は、次の各号のいずれかに該当するもので なければならない。
 - (1) 工業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条第1項の規定により主務大臣が指定した品目であって、同項の規定により鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に同法第17条第1項に規定する日本工業規格に該当するものであることを示す特別な表示を付することの主務大臣の認定を受けた工場又は事業場で製造された製品で、当該特別な表示が付されたもの
 - (2) 製品が政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
 - (3) 製造又は販売を業とする者が自らの責任において、当該製品が政令第 5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合することを証明したもの
- 3 施工技術その他の理由により管理者がやむを得ないと認めた場合は、条例第7条の規定により管理者が指定したもの以外の給水管及び給水用具を使用することができる。

(工事費の算出方法)

- 第10条 条例第8条に規定する工事費は、次に定めるところにより算出する。
 - (1) 材料費、労力費、道路復旧費及び特別の費用は、管理者が別に定める 「給水工事設計単価表」による。
 - (2) 運搬費は、材料費に100分の5を乗じて得た金額とする。

(3) 間接経費は、材料費、運搬費及び労力費の合計額の100分の20以 内の金額とする。

(給水管埋設の深さ)

- 第11条 給水管の埋設の深さは、次のとおりとする。
 - (1) 国道、県道、市道その他の公道内は、当該道路管理者が指示する深さとする。
 - (2) 鉄道用地内は、当該管理者の指示する深さとする。
 - (3) 私道内は、60センチメートル以上の深さとする。
 - (4) 宅地内は、30センチメートル以上の深さとする。
 - (5) 前2号の規定にかかわらず、当該前2号の深さにより難いときは、管理者が指示する深さとする。

(工事の保証)

第12条 給水装置工事で完成後1年以内に故障を生じたときは、管理者又は指定給水装置工事事業者が自らの費用をもって修繕する。ただし、不可抗力又は水道の使用者の責めに帰すべき理由によるものと認めるときは、この限りでない。

(メーターの設置位置等)

- 第13条 メーターの設置位置は、次のとおりとする。
 - (1) 敷地の正面入口又は建物の玄関付近
 - (2) 点検及び取替作業が容易に行うことができる場所
 - (3) 乾燥していて、汚水が入りにくい場所
 - (4) 衛生的で損傷のおそれがない場所
- 2 メーターは、水平に設置しなければならない。

(危険防止の措置)

- 第14条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞を生じさせるお それのない構造でなければならない。
- 2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空 破壊装置を備えるなど逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。
- 3 給水管は、市の水道以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水 に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならな い。
- 4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある場合には、これを排除する装置を設けなければならない。

- 5 給水管には、ポンプを直結してはならない。
- 6 防火水槽、受水槽、プール等の給水管の出口は、落とし込みとし、その位置は、満水面より給水管の口径以上の高さに設けなければならない。ただし、当該給水管の口径が50ミリメートル以下の場合は、その高さを最小50ミリメートルとする。
- 7 瞬間湯沸器に給水管を直結する場合は、チャッキ、バルブ又は甲止栓を水平 に取り付け、ウォータークーラー、冷房器その他特殊器具は、有効な真空破壊 装置等の適切な逆流防止措置を備えるとともに器具には必ず水抜装置を取り付 けなければならない。

(給水管防護の措置)

- 第15条 給水管が側溝を横断する場合は、側溝の下に布設しなければならない。 ただし、やむを得ない理由により開きょに横架するときは、給水管が損傷しな いように十分の措置を講じ、かつ、高水位以上の高さに布設すること。
- 2 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、防寒措置をしなければ ならない。
- 3 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けや すい箇所に給水管を配管するときは、これを防止するため防食その他必要な措 置をしなければならない。
- 4 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の 措置をしなければならない。

第3章 給水

(メーターの保管責任等)

- 第16条 水道の使用者又は給水装置の所有者若しくは管理人(以下「水道使用者等」という。)は、メーターの設置場所に計量若しくは修繕に支障を及ぼすような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 2 水道使用者等は、メーターの位置に変更を必要とするときは、管理者にメーターの位置変更を申請しなければならない。
- 3 管理者は、前項のメーターの位置変更の申請を適当と認めたとき又は管理者 において必要と認めたときは、その位置を変更するものとし、その費用は水道 使用者等の負担とする。

(届出がない場合の料金)

第17条 条例第17条第1項第1号に規定する事由による同項の届出がないと きは、水道を使用しない場合でも基本料金を納入しなければならない。 (私設消火栓の封かん)

- 第18条 条例第18条に規定する私設消火栓は、管理者がこれを封かんする。 (修繕工事の施行)
- 第19条 条例第19条第2項に規定する修繕(水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)は、管理者又は指定給水装置工事事業者が施行する。

(メーターの試験)

- 第20条 水道使用者等は、メーターが正確に作動するかどうかについて疑いが あるときは、管理者にメーターの検査を請求することができる。
- 2 前項の検査には、条例第21条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項の検査の結果、水量の差異が100分の4以内であるときは、条例第 25条第1号の規定には該当しないものとする。

(船舶給水許可)

- 第21条 川内地域の船舶給水において、当該水道の使用者のうち、船舶給水を 業として行おうとする者は、管理者が別に定める申請書に次に掲げる書類を添 えて管理者に申請し、船舶給水のその許可(以下「船舶給水許可」という。) を受けなければならない。
 - (1) 履歴書、身分証明書及び住民票の写し。ただし、法人にあっては商業・ 法人登記事項証明書及び定款の写し
 - (2) 船舶給水に従事する従業員名簿
 - (3) 財産目録
 - (4) 市税の納税証明書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
- 2 船舶給水許可を受けた者(以下「船舶給水業者」という。)は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(船舶給水許可の要件等)

- 第22条 管理者は、前条の許可の申請が、次に掲げる要件を備えていると認めるときでなければ、前条の許可をしてはならない。
 - (1) 市内に住所を有し、又は所在する者であること。
 - (2) 船舶給水の業務を的確に遂行するに足りる資産及び信用があること。
 - (3) 船舶給水の業務に必要な器材及び施設を有すること。
 - (4) 船舶給水の業務に必要な従業員を常時雇用していること。

2 管理者は、船舶給水業者が前項に定める許可の要件を欠くに至ったときは、 当該許可を取り消すことができる。

(船舶給水許可の有効期間)

第23条 船舶給水許可の有効期間は、5年とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(保証金)

第24条 船舶給水業者は、船舶給水許可の日から15日以内に、保証金として 15万円を納入しなければならない。

(給水栓の指定)

第25条 船舶給水業者は、船舶給水について、管理者が指定する給水栓から給 水を受けるものとする。

(販売価格の承認)

第26条 船舶給水業者は、その船舶給水を行う場合における販売価格について は、あらかじめ、管理者の承認を受けたものでなければならない。

第4章 料金、負担金及び手数料

(使用水量の計量)

第27条 条例第24条第1項の規定による定例日に係る使用水量の計量は、1 日から8日までの間において、管理者が定める日にこれを行う。

(使用水量の認定方法)

第28条 条例第25条の規定による使用水量の認定に当たっては、別に管理者 が定めるところにより行う。

(料金等の軽減又は免除)

- 第29条 条例第33条の規定による軽減又は免除は、次の各号のいずれかに該 当する料金等を支払うべき者で管理者が認めたものに対して行う。
 - (1) 災害その他の理由により料金の納入が困難である者の料金
 - (2) 不可抗力による漏水に起因する料金
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が公益上その他特別な理由があると認めた料金、負担金、手数料その他の費用
- 2 前項の規定により軽減又は免除を受けようとする者は、管理者が別に定める申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、軽減又 は免除の処分を決定し、その結果を当該申請者に対し通知するものとする。

(手数料の納入)

- 第30条 条例第32条第3号に規定する工事検査手数料は、条例第32条第1 項第2号に規定する設計審査手数料を納入する際に合わせて納入するものとする。
- 2 第4条の承認を受けた事項について、メーター口径が大きくなる変更が生じたときは変更後の設計審査手数料及び工事検査手数料の合計(以下「合計手数料」という。)から既納の合計手数料を引いて得た額を追微し、メーター口径が小さくなる変更が生じたときは既納の工事検査手数料から変更後の工事検査手数料を引いて得た額を環付することができる。

第5章 共同住宅の計量等の特例

(申請)

第31条 水道のための受水槽を設けているアパート、マンション等(以下「共同住宅」という。)の所有者又はその代理人が、条例第26条又は条例第27条の規定の適用を受けようとする場合は管理者が別に定める申請書にそれぞれ必要な書類を添えて管理者に申請しなければならない。

(決定)

- 第32条 管理者は、条例第26条又は条例第27条に規定する特例(以下「共同住宅の計量等の特例」という。)の申請を受理したときは、その可否等について審査の上、当該結果を共同住宅の計量等の特例の適用を受けようとする者 (以下「申請者」という。)にそれぞれ通知するものとする。
- 2 管理者は、前項の規定により、共同住宅の計量等の特例の適用を決定した場合は、申請者と契約を締結するものとする。

(届出)

- 第33条 共同住宅の計量等の特例の適用を受けている共同住宅の所有者又はその代理人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 受水槽以下の給水設備その他の施設の改造等を行うとき。
 - (2) その計量値に異常のある遠隔指示メーターについて点検又は改善を指示された場合において、その点検をし、及び改善を行ったとき。

(指示水量の差額料金)

第34条 個別計量等の特例の適用を受ける者は、親メーター(共同住宅の受水槽に設置されているメーターをいう。)の指示水量が個別のメーターの指示水量の合計量を超える場合において、当該指示水量の差の原因が当該共同住宅の所有者若しくはその代理人又は居住者の責めに帰すると認められるときは、当

該超える部分につき条例第23条に規定する従量料金により算定した額を指示数量の差額料金として負担しなければならない。ただし、その指示数量の差が8パーセント以下の場合は、この限りでない。

(受水槽以下の給水設備の維持管理)

第35条 共同住宅の計量等の特例の適用を受ける者は、当該共同住宅において 受水槽により供給される水の水質保持のための措置及び受水槽以下の給水設備 の維持管理を責任をもって行わなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査職員)

第36条 条例第34条第1項及び第2項の規定による給水装置の検査及び給水 設備の調査を命ぜられた職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請 求があるときはこれを示さなければならない。

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

- 第37条 条例第39条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条に規定する管理基準に準じて管理すること。
 - (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する 検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第8章 補則

(様式)

第38条 この規程に基づく諸届その他の様式は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の川内市水道事業給水条例施行規程(昭和44年川内市水道事業管理規程第4号)、樋脇町水道事業給水条例施行規則(平成10年樋脇町水道規則第1号)、入来町水道使用条例施行規則(昭和37年入来町規則第8号)又は東郷町水道事業給水条例施行規程(平成10年東郷町規程第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それ

ぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年9月28日水管規程第5号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日水管規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給 事業条例施行規則(平成16年薩摩川内市規則第246号。以下「規則」とい う。)の規定によりなされた船舶給水許可その他当該許可に係る処分、手続等 は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、規 則の規定に基づいてなされた船舶給水許可は、当該許可の有効期限内に限り、 なおその効力を有する。

○薩摩川内市簡易水道事業条例施行規則

平成16年10月12日 規則第246号 改正 平成17年4月1日規則第55号 平成27年12月21日規則第73号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市簡易水道事業条例(平成16年薩摩川内市条例 第291号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に ついて必要な事項を定めるものとする。

(届出がない場合の料金)

第2条 条例第4条第1項第1号の規定による同項の届出がないときは、水道を 使用しない場合でも基本料金を納入しなければならない。

(料金等の軽減又は免除の申請)

第3条 条例第11条の規定による料金、手数料、負担金及びその他の費用について軽減又は免除の申請をしようとする者は、市長に所定の申請書を提出しなければならない。

(準用規定)

- 第4条 簡易水道事業の管理及び給水に関する事項については、この規則で特に 定めるもののほか薩摩川内市給水条例施行規程(平成16年薩摩川内市水道事 業管理規程第14号)及び薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平 成16年薩摩川内市水道事業管理規程第18号)の規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用する場合においては、それぞれの規程中「管理者」と あるのは「市長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

則(平成10年祁答院町規則第8号)、里村簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年里村規則第4号)、上甑村簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年上甑村規則第5号)、下甑村簡易水道事業の給水条例施行規則(平成10年下甑村規則第7号)又は鹿島村簡易水道事業給水条例施行規則(平成10年鹿島村規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年4月1日規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年12月21日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日 告示第 2 3 6 号

(目的)

第1条 この告示は、別に定めがあるものを除くほか、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第3条第7項に規定する簡易専用水道及び法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理を適正に保持するため、法、水道法施行令(昭和32年政令第336号)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)、簡易専用水道の管理に係る検査の方法その他必要な事項(平成15年厚生労働省告示第262号。以下「厚生労働省告示」という。)の施行について必要な事項を定めることにより、衛生的かつ安全な飲料水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(対象施設)

- 第2条 この告示において対象とする簡易専用水道とは、次の各号のいずれにも 該当するものをいう。ただし、国の設置する簡易専用水道は除くものとする。
 - (1) 水道事業者から給水を受ける水のみを水源とするものであること。ただし、水源とする水の全部又は一部が井戸等からのものを除く。
 - (2) 水道事業者から水の供給を受けるために設けられた水槽(以下「受水槽」という。)の有効容量(受水槽において適正に利用可能な容量をいい、水の最高水位と最低水位との間に貯留される水量をいう。以下同じ。)が1 0立方メートルを超えるものであること。
 - (3) 受水槽が2槽以上あり、かつ、給水管が相互に連結しているものにあっては、各槽の有効容量の合計が前号の基準を満足するものであること。
 - (4) 事業所等に設置されるもの及び消防用設備等として設置されるものであって、全く飲用に供されることのないもの及び船舶等に設置されるものでないこと。
- 2 この告示において対象とする小規模貯水槽水道とは、前項各号(第2号を除 く。)に該当するもののうち、受水槽の有効容量が10立方メートル以下のも のをいう。

(簡易専用水道に係る給水開始報告書等)

第3条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道による給水を開始したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告書(様式第1号)により市長に報告す

るものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道給水開始報告書に記載した事項に変更があったとき又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに簡易専用水道給水開始報告事項変更(廃止)報告書(様式第2号)により市長に報告するものとする。

(検査機関への閲覧)

第4条 市長は、前条各項に定める報告書を受理したときは、速やかに貯水槽設置状況表に記載し、法第34条の2第2項に規定する検査を実施できるもの(以下「検査機関」という。) に閲覧させるものとする。

(設置者の管理義務)

- 第5条 貯水槽水道の設置者は、供給する水の安全衛生を確保するため、次に掲 げる管理をしなければならない。
 - (1) 受水槽その他の水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期的に行うこと。
 - ア 水槽の清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和4 5年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)に基づき建築物の飲料 水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者の活用を図ること。
 - イ 消防用設備等と共用されている貯水槽水道の清掃に当たっては、あらか じめ消防機関に連絡する等不測の事態に対する配慮を行うこと。
 - (2) 水槽の亀裂等によって有害物、汚水等の混入がないように定期的に点検を行い、欠陥を発見したときは、速やかに改善の措置を講じ、また、地震、凍結、大雨等水質に影響を与えるおそれのある事態が発生したときも速やかに点検を行うこと。
 - (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常があると認められるときには、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)に基づき必要な水質検査を実施し、その安全性の確認を行うこと。
 - (4) 給水栓における水が遊離残留塩素 0.1 mg/L(結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L)以上を保持するように努めるとともに、定期的に残留塩素を測定すること。
 - (5) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直 ちに給水を停止し、また、その旨を利用者等に周知すること。
 - (6) 前各号の管理状況を記録する帳簿を備え、これを3年間保存すること。 (管理者の選任)

第6条 前条の管理については、貯水槽水道の設置者がその義務を負うものであ り、設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する管理者を選 任し、適切な管理が行われるようにしなければならない。

(貯水槽水道の設置者の受検等)

- 第7条 簡易専用水道の設置者は、水道法施行規則第56条の規定に基づき当該 簡易専用水道の管理について1年以内ごとに1回、検査機関の検査を受けなけ ればならない。
- 2 前項の検査は、当該水道の設置場所において行うものとし、検査の項目は、 施設の外観検査、給水栓における水質の検査及び書類検査とする。ただし、建 築物衛生法の適用がある簡易専用水道については、設置場所で行われる現場検 査に替えて、設置者が検査機関に対し管理の状況を示す書類を提出することに より、検査を受けることができるものとする。
- 3 小規模貯水槽水道の設置者は、必要に応じて第1項の検査又は検査機関等の 水質検査を受けるものとする。

(検査に当たっての留意事項)

- 第8条 前条の検査に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 検査機関は、検査を効率よく実施するため市長と連携を図り年間計画を立て、計画的に検査を実施すること。
 - (2) 検査機関は、設置者の依頼に基づき検査を実施するときはあらかじめ 設置者に対し書面及び広報等により検査日時等の周知徹底の措置を講ずるこ と。
 - (3) 検査は、設置者又は管理者の立会いのもとに行うこと。
 - (4) 検査機関の検査者(以下「検査者」という。)は、清潔な作業衣を着 用する等衛生的な配慮のもとに行うこと。
 - (5) 検査に際しては、検査者は身分証を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示すること。

(検査後の措置)

- 第9条 貯水槽水道の設置者、検査者、検査機関及び市長は、第7条の検査終了 後、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 検査機関は、設置者に検査済証を交付するとともに、検査の結果を通知すること。
 - (2) 検査者は、前号に該当するとき及び厚生労働省告示の判定基準に適合しなかった事項があるときは、貯水槽水道の設置者に対し、速やかに対策を

講じるよう助言すること。

- (3) 貯水槽水道の設置者は、検査を受け、検査者から特に衛生上問題があるとして、その旨を報告するよう助言を受けた場合は、直ちに市長に報告するものとする。ただし、検査機関が設置者の同意を得て、直ちに市長に通報する場合はこの限りでない。
- (4) 検査機関は、検査の結果、厚生労働省告示の判定基準に適合しなかった貯水槽水道については、貯水槽水道の設置者の同意を得て、検査の結果を翌月の10日までに市長に報告するものとする。
- (5) 市長は、前号の貯水槽水道について、改善の通知を行い判定基準の適合を図るよう対処するものとする。

(検査機関との連携)

第10条 市長は、貯水槽水道の適正管理、検査の受検状況等を把握するため、 定期的に検査機関と連絡して対処するものとする。

(小規模貯水槽水道の報告及び指導)

第11条 市長は、この告示の目的を達成するために必要であると認めるときは、 小規模貯水槽水道の設置者又は管理者から小規模貯水槽水道の維持管理につい て報告を求め、又は現地指導を行うものとする。

(他法令との関係)

第12条 建築物衛生法の適用がある貯水槽水道については、同法の規定により 管理され、また、報告徴収、立入検査、改善命令等も同法の規定により行うも のとする。ただし、第7条に定める検査については、建築物衛生法が適用され る簡易専用水道についても適用されることに留意しなければならない。

附則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

薩摩川内市長

様

設置者 住 所

氏 名 ^印 法人又は組合にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに代 表者の氏名 電話番号

簡易専用水道給水開始報告書

水道法第3条第7項の簡易専用水道による給水を開始したので、薩摩川内市 貯水槽水道取扱要綱第3条第1項の規定により、次のとおり報告します。

建築物(施設)の名称	
設 置 場 所	
建築物の用途	
給 水 開 始 年 月 日	年 月 日
住 所	
理 氏 名	
電話番号	
	受水槽有効容量 m³
施 設 の 概 要	高置水槽の有無 有・無
	高置水槽有効容量 m³
供給を受ける水道名	
建築物衛生法に規定する 特定建築物の該当の有無	有 · 無

※ 施設の給水系統概略図(フローシート)があれば添付すること。

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

薩摩川内市長

様

設置者 住 所

氏 名 ⁽¹⁾ 法人又は組合にあっては、主たる 事務所の所在地及び名称並びに代 表者の氏名 電話番号

簡易専用水道給水開始報告事項変更(廃止)報告書

簡易専用水道給水開始報告書により報告した内容に変更があったので(簡易専用水道を廃止したので)、薩摩川内市貯水槽水道取扱要綱第3条第2項の規定により、次のとおり報告します。

建翁	築物(施 設)の名	名 称				
設	置場	所				
変	変更事	項				
更内	変更	前				
容	変更	後				
変 煛	更(廃止)年月	月日	年	月	日	
変〕	更 (廃止) 理	里 由				

○薩摩川内市水道事業使用水量の認定に関する基準

平成16年10月12日 水道事業管理規程第15号

改正 平成18年3月31日水管規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程(平成16年薩摩川 内市水道事業管理規程第14号)第23条の規定に基づき、使用水量の認定に ついて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 差引水量 当該計量月(計量月とは「毎月又は隔月の定例日に行う計量の属する月」をいう。以下同じ。)のメーター指針から同計量月の前回計量月のメーター指針を差し引いた水量
 - (2) 従前の使用水量 当該期の計量月前の2計量月又は前年同期の計量月 における使用水量を考慮して算定した使用水量
 - (3) 地下漏水 給水装置が破損し、漏水が地表面に現れない発見困難なも の
 - (4) 地上漏水 給水装置が破損し、漏水が地表面に現れる発見容易なもの (認定の方法)
- 第3条 使用水量の認定は、次により行うものとする。
 - (1) 差引水量が不明のときは、従前の使用水量を考慮の上、認定するものとする。
 - (2) 差引水量が判明しているときで、漏水等により認定を必要とする場合は、別表に定める使用水量認定率及び補正率をもって、次の算式により認定するものとする。この場合において、算出した使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

算定

使用水量= (差引水量-従前の使用水量)×使用水量認定率×漏水量による補正率+従前の使用水量

(3) その他特別の理由により管理者が前2号により認定し難いと認めた場合は、特別に認定することができるものとする。

(不認定)

- 第4条 次に掲げる漏水については、前条の規定にかかわらず、使用水量の認定 は行わない。
 - (1) 蛇口からの漏水、水洗便所の洗浄装置、温水器、瞬間湯沸器、貯水槽等の故障による漏水又は受水槽以後に生じた漏水(止水弁不良による漏水並びに地下漏水及び地上漏水を除く。)
 - (2) 使用者の無断工事によるものの漏水
 - (3) 使用者が漏水箇所等の修理を怠り、又は故意に拒んだ場合の漏水
 - (4) 前3号に定めるもののほか、使用者の管理上の責任による漏水 (特別措置)
- 第5条 使用者が、漏水等により管理者又は薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者(以下「管理者等」という。)に修理を申し込んだ場合において、管理者等の都合により修理が著しく遅れたため、遅延時間の漏水量を差し引く必要があると認められるときは、第3条の規定によるほか、当該漏水相当量を差し引いて使用水量を認定することができる。ただし、前条各号に該当する漏水については適用しない。

(修理証明)

第6条 第3条及び前条の規定による使用水量の認定は、薩摩川内市水道事業指 定給水装置工事事業者の修理証明により確認した上で行うものとする。

附則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成18年3月31日水管規程第5号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

使用水量認定率

1 給水装置の場合

対象	認定率				
(1) 管理者等の施工によるメーターの取替え等に起因する漏水	0				
(2) 天災等不可抗力的な原因による漏水					
(3) 使用者が善良な管理をしていたにもかかわらず、発見できな	1 / 4				
い状態にあった地下漏水					
(4) 前号に掲げる漏水で、長期間漏水していたと認められる漏水	1 / 5				
及び隔月計量地区における漏水					
(5) 使用者が善良な管理をしていたにもかかわらず、発見できな	1 / 3				

い状態にあった地上漏水及び受水槽の止水弁不良による漏水	
(6) 前号に掲げる漏水で、長期間漏水していたと認められる漏水	1 / 4
及び隔月計量地区における漏水	

2 給水装置以外の場合

対象	認定率				
(1) 管理者等の施工によるメーターの取替え等に起因する漏水	0				
(2) 天災等不可抗力的な原因による漏水					
(3) 使用者が善良な管理をしていたにもかかわらず、発見できな	3 / 5				
い状態にあった漏水					
(4) 前号に掲げる漏水で、長期間漏水していたと認められる漏水	2 / 5				

注 第3号及び第4号に掲げる漏水における認定は、年1回限りとする。

3 漏水量による補正率

漏水量	補正率
差引水量が従前の使用水量の3倍未満のとき	
差引水量が従前の使用水量の3倍以上7倍未満のとき	70パーセント
差引水量が従前の使用水量の7倍以上のとき	50パーセント

○薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者規程

平成16年10月12日 水道事業管理規程第18号 改正 平成17年4月1日水管規程第3号 平成20年12月1日水管規程第1号 平成24年7月2日水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、薩摩川内市水道事業給水条例(平成16年薩摩川内市条例 第293号。以下「給水条例」という。)第6条第6項の規定に基づき、薩摩 川内市水道事業指定給水装置工事事業者(以下「指定工事業者」という。)に ついて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 給水装置 給水条例第2条に規定する給水装置をいう。
 - (2) 給水装置工事 給水条例第6条第1項に規定する給水装置工事をいう。
 - (3) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第3条 指定工事業者は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「令」という。)、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。)、給水条例、薩摩川内市水道事業給水条例施行規程(平成16年薩摩川内市水道事業管理規程第14号)及びこの規程の規定に基づく管理者の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請)

- 第4条 給水条例第6条第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。
- 2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、省令様式第1による申請書 に次に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の 氏名
 - (2) 給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称 及び所在地並びに第12条第1項の規定によりそれぞれの事業所において選

任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている給水装置工事主任技術者免状の交付番号

- (3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲
- 3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。
 - (1) 次条第1項第3号のアからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - (2) 法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあってはその住民票 の写し
- 4 前項第1号の書類は、省令様式第2によるものとする。

(指定の基準)

- 第 5 条 管理者は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。
 - (1) 事業所ごとに、第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
 - (2) 次に掲げる機械器具を有する者であること。
 - ア 金切りのこその他の管を切断するための機械器具
 - イ やすり、パイプねじ切り器その他の管を加工するための機械器具
 - ウ トーチランプ、パイプレンチその他の管を接合するための機械器具
 - エ 水圧テストポンプ
 - (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年 を経過しない者
 - エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者 があるもの

(指定工事業者証の交付)

第6条 管理者は、給水条例第6条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定 工事業者に水道事業指定給水装置工事事業者証(様式第1号。以下「指定工事 業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき、又は第8条の規定による指定 の取消しを受けたときは、指定工事業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の規定による指定の 停止を受けたときは、指定工事業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請 することができる。

(変更等の届出)

- 第7条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに掲げる事項に変更のあったとき、 又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、次項に定め るところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30 日以内に省令様式第10による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
 - (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び 登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第2による第5条第3号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書
- 3 第1項の規定による届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、省令様式第11による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第8条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、給水 条例第6条第1項の指定を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により給水条例第6条第1項の指定を受けたとき。
 - (2) 第5条各号に適合しなくなったとき。
 - (3) 第7条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った 適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者に特段の事情があると 認めるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6箇月を超えない期間を定 め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

- 第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、その都度公示する。
 - (1) 給水条例第6条の規定により指定工事業者を指定したとき。
 - (2) 第7条の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、 休止、又は再開の届出があったとき。
 - (3) 第8条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
 - (4) 第9条の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

- 第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
 - (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第4条に定める基準に適合していることの確認
 - (4) 給水装置工事に関し、管理者と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における る配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上 の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- 2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わ

なければならない。

(主任技術者の選任等)

- 第12条 指定工事業者は、給水条例第6条第1項の指定を受けた日から14日 以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、管理者に届け出なければならな い。
- 2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事 由が発生した日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、管理者に届け出 なければならない。
- 3 指定工事業者は、主任技術者を選任又は解任したときは、省令様式第3による届出書により、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。
- 4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が、同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(事業の運営に関する基準)

- 第13条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準 に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。
 - (1) 給水装置工事ごとに、第12条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
 - (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
 - (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
 - (4) 主任技術者その他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行 技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
 - (5) 次に掲げる行為を行わないこと。
 - ア 令第4条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

- イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3年間保存すること。
- ア 施主の氏名又は名称
- イ 施行の場所
- ウ 施行完了年月日
- エ 主任技術者の氏名
- 才 竣工図
- カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審查)

第14条 指定工事業者は、給水条例第6条第2項に規定する設計審査を受ける ため設計審査に係る申請書に設計図を添えて、管理者に申請しなければならな い。

(工事検査)

- 第15条 指定工事業者は、給水条例第6条第2項に規定する給水装置工事検査 を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により管理者に申 請しなければならない。
- 2 指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内 にこれを行い、改めて管理者の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第16条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第13条第1号の規定により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 管理者は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定工事業者審査委員会)

第18条 管理者は、次に掲げる事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図

ることを目的として薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会 (以下「指定工事業者審査委員会」という。)を設置する。

- (1) 第8条の規定による指定の取消し
- (2) 第9条の規定による指定の停止
- 2 前項の指定工事業者審査委員会について必要な事項は別に定める。

(講習会)

第19条 管理者は、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図る ため、指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者を対 象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦することができ る。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、指定工事業者について必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年10月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の川内市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年川内市水道事業管理規程第4号)、樋脇町指定給水装置工事事業者規程(平成10年樋脇町水道規程第1号)、入来町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年入来町規程第20号)、東郷町水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年東郷町規程第6号)、祁答院町簡易水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年祁答院町規程第2号)、里村給水条例(平成10年里村条例第12号)、上甑村簡易水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年上甑村訓令第3号)、下甑村簡易水道事業指定給水工事事業者規程(平成10年上甑村訓令第3号)、下甑村簡易水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成15年鹿島村訓令第2号)(以下これらの規程を「合併前の規程」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の規定により、この規程による指定工事事業者とみなされたものは、平成16年10月12日から90日以内に次に定める事項について、旧指定給水装置工事事業者届出書(第2号様式)に合併前の規程により交付された指定工事業者証(以下「旧指定工事業者証」という。)を添付して管理者に提出しな

ければならない。この場合において、管理者は、期間内に届出書の提出がないときは、指定工事業者の指定を取り消し、旧指定工事業者証の効力を失うものとし、その旨を当該指定工事業者に通知する。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 法人である場合には役員の氏名
- (3) 事業の範囲
- (4) 事業所の名称及び所在地
- (5) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の番号
- 4 管理者は、前項の届出書の提出があったときは、速やかに指定工事業者証を 交付する。

附 則(平成17年4月1日水管規程第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年12月1日水管規程第1号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則(平成24年7月2日水管規程第3号)

この規程は、平成24年7月9日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

第号

水道事業指定給水装置工事事業者証

(商号又は名称)

(氏名又は代表者氏名)

薩摩川内市水道事業給水条例第6条の規定に基づき指定した者であることを証する。

年 月 日

薩摩川内市長

様式第2号(附則第3項関係)

(表)

旧指定給水装置工事事業者届出書

様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者規程附則第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

	役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名														
			フ氏	IJ	ガ	ナ名					フ 氏	IJ	ガ	ナ 名	
事	業	Ø	範	囲											
7.	//~		74												

給水区域で給水装置工事の事業を行う事 業 所 の 名 称	
上 記 事 業 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

○薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会規程

平成16年10月12日 水道事業管理規程第20号 改正 平成18年3月31日水管規程第6号 平成19年3月31日水管規程第1号 平成28年3月31日水管規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、薩摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成16年薩摩川内市水道 事業管理規程第18号。以下「指定工事業者規程」という。)第18条第2項の規定に基づき、薩 摩川内市水道事業指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営そ の他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は、水道局長をもって充てる。
- 3 委員は、水道管理課長、水道工務課長、下水道課長、水道工務課課長代理及び下水道課課長代理 その他水道局長が所属職員の中から選任した者をもって充てる。

(委員長)

- 第3条 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。
- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。 (会議)
- 第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開会することはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員会は、非公開とする。

(関係者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、当該事案に関係のある者を会議に出席させ、意見を 聴くことができる。

(結果の報告)

第6条 委員会は、会議の結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、水道工務課で行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規程は、平成16年10月12日から施行する。

附 則(平成18年3月31日水管規程第6号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月31日水管規程第1号)抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日水管規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。